

玉木雄一郎を総理大臣にする会 会員規約

第1条（名称）

本会は「玉木雄一郎を総理大臣にする会」（以下、「本会」という）と称する。

第2条（事務所）

本会の事務所は、東京都内に置く。

第3条（目的）

本会は、玉木雄一郎氏の政策理念を支持し、その実現に向けた活動を推進するとともに、政治・政策について学び、議論し、支援することを目的とする。

第4条（事業）

本会は、前条に定める目的の達成のために次の事業を行う。

1. 玉木雄一郎氏の政治活動の後援
2. 関係組織との連絡調整
3. 政治・政策に関する勉強会の実施
4. ニュースレターの配信
5. その他目的達成に必要な事項

第5条（役員）

本会は、次の役員を置く。

1. 代表
2. 会計責任者
3. 会計職務代行者 等

第6条（会員の種別）

本会の会員は、以下に区分され、年会費は以下のとおりとする。

1. 普通会員（年会費 1万円）

第7条（会員特典）

各会員種別の特典（以下、「本特典」という）は以下の通りとする。ただし、本特典の内容、提供時期、提供方法等については本会の裁量によるものであり、本会は特典の全部または一部を提供しなかった場合であっても、会員に対して一切の責任を負わないものとします。

1. 普通会員

- 本会開催のイベントのご案内（不定期）

- メールマガジンの配信（政策・活動情報）（不定期）

第8条（入会）

本会の目的に賛同し、本規約の内容を承諾のうえ、所定の方法により入会申込を行い、入会手続きを完了した者を会員とする。

第9条（年会費）

1. 会員は、第6条に定める年会費を所定の方法により納入しなければならない。
2. 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還しないものとする。
- 3.

第10条（会員の義務）

会員は以下の義務を負う。

1. 本会の目的および規約を遵守すること。
2. 本会の活動において、他の会員や関係者に対し迷惑行為を行わないこと。
3. 年会費を所定の期日までに納入すること。

第11条（会員の資格喪失）

会員が以下のいずれかに該当する場合、本会は、会員資格を喪失させ、又は会員による本特典の利用を制限することができる。

1. 会員が退会を申し出たとき。
2. 年会費の未納が一定期間続いたとき。
3. 第10条に定める義務に違反し、本会が悪質と判断したとき
4. その他、本会の目的に反する行為を行ったと本会が判断したとき。

第12条（本特典の変更、中断又は終了）

本会は、本特典の内容を変更し、又は、提供を中断若しくは終了することがある。この場合、本会は、会員に対し、できる限り事前に通知するよう努める。やむを得ない事由により事前の通知ができない場合には、事後速やかに通知する。

第13条（経費）

本会の経費は、会費、寄附金、その他の収入をもって賄う。

第14条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第15条（規約の改定）

本規約の改定は、必要に応じて本会代表の決定により行うことができる。

（附則）

本規約は、2025年3月1日より施行する。